

「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」に対する
パブリックコメントで寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方(案)

実施方法及び結果

- ・意見募集期間:令和元年 12 月 25 日(水)から令和2年1月 23 日(木)まで
- ・意見提出方法:郵送、FAX又は電子メール
- ・提出意見数 :32件 (10者28通)

1. 施行状況の評価に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の 該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|--|---|
| 1- 1 | 第1章 1. (2) 市町村による小 型家電リサイク ル制度への参 加 | 地元の都道府県では、市町村が実施しているBOX回収では、多くが携帯電話やノートパソコン程度の大きさ・薄さまでしか入らない回収BOXが用いられている。そうした市町村を「小型家電リサイクル制度に参加している市町村」とみなすのは実態との乖離があるように思う。 | <p>○小型家電リサイクル法では、資源の確保及び適正な処理という法の目的を踏まえ、可能な限り多くの品目を対象として再資源化することが望ましいことから、一般家庭で通常使用されるような使用済小型家電について幅広く対象としておりますが、これらのすべてを回収対象と義務付けるものではありません。</p> <p>○市区町村等は、これらの対象品目の中から、それぞれの実情に合わせた形で回収する品目を選定するとともに、回収方法等を決定することが可能となっております。</p> <p>○なお、「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」P.14 に記載のとおり、市町村の回収量を拡大していくためには、ステーション回収、ピックアップ</p> |

| | | | |
|------|--------------------------------|--|---|
| | | | <p>プ回収や、それを含む複数回収を進めて行くことが重要であり、このようなより高い回収量が期待される方法が採用されるよう促してまいります。</p> |
| 1- 2 | <p>第1章 2. (1) 小型家電の回収量</p> | <p>報告書(案)に「中国ショック」と書かれている「プラスチックの処分費上昇」により、産廃業者がプラスチックを含む家電品の引取りを拒否もしくは値上げし始め、小売業者が小型家電リサイクル認定事業者へ引き渡すようになった。地域小売店としては不便・コスト高になったわけだが、これが回収量の増加の一因だと考えられる。</p> | <p>○回収量の増加は、参加市町村数の増加、直接回収量の増加等の理由が複合的に寄与しているものと考えていますが、御指摘として承ります。</p> |

2. 回収量の増加方策に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---|---|---|
| 2- 1 | <p>第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加 ②見えづらい便益の可視化</p> | <p>ここでは、見えづらい便益が挙げられ環境省が作成した「市町村における小型家電リサイクルの費用便益分析ツール」の利用に焦点が当てられています。回収量、コスト等の評価、検証には、統一した方法が有効であるのでさらなる改良に期待するところです。</p> <p>ツールについていえば、小型家電売却量・売却単価(マル1)と(マル2)の引渡品目名にはあらかじめ28品目をすべて入れおけば市町村別に回収されている品目ごとの数量、傾向等がより見えてくると考えます。あるいはランダムに入力した品目でも関数を使った集計手法を加えることによって、便益以外にも回収の傾向等の検</p> | <p>○費用便益分析ツールは、各市町村に配布し、各市町村自ら活用していただく趣旨のものであるため、国ではその分析結果を収集しておりません。いずれにせよ、制度の評価・検証の方法については、制度の施行状況を踏まえ、引き続き検討してまいります。</p> |

| | | | |
|-------|--|---|--|
| | | 証データが収集できると考えます。一方で、今回の報告書（案）ではツールを使った317の市町村の費用便益算定結果の評価、検証が漏れているようです。市町村の便益の生の結果とそれに対する評価、検証をまとめ報告書に加えるべきです。 | |
| 2- 2 | 第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加 ③財政的に評価しづらいメリットの整理及び周知 | 16ページの3財政的に評価しづらいメリットの整理及び周知について、最終処分場の延命や発火リスクの低減といった内容が書かれていますが、最終処分場の受入料金や建設費用、発火が起きる確率の低減率や発火が起きた際の経済的損失などを考慮すれば、2の費用便益分析ツールの中にもめられるのではないかと思います。 そうしたほうが、現実をより反映しており、また便益が増え、分別したほうが経済的にもいいという結果になりやすいので、検討してみたいかどうかでしょうか。 | ○現行の費用便益分析ツールでは御指摘の点は考慮できておりませんが、今後の「費用便益分析ツール」の改良の際に検討させていただきます。 |
| 2- 3a | 第3章 1. (2) 直接回収の拡大 | 国、都道府県、市町村、製造業者、小売業者、消費者、認定事業者といった関係者が、連携して取り組むべきとのことだが、地域で長年、家電店を営んでいる小売店が積極的にリサイクルの流れに関わるには、一般廃棄物収集運搬許可が必要になるなどの障壁がある。 家電リサイクル法のように、処分に当然に関わる小売業者に対しては、収集・運搬が認められ、その対価も請求できるよう、法に定めてもらいたい。 | ○現在行われている小売店による回収は、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による直接回収を委託された小売店において行われているもので、その委託範囲において、費用の徴収が認められ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の許可不要の扱いを受けているものです。また、認定事業者からの受託状況について、実態として小売店間での状況に違いがあることは承知をしています。他方、一部の地域については、市町村の委託を受けて回収を行う小売店もあると承知しており、優良事例の周知、横展開を図ってまいります。 |
| 2- 3b | 第3章 1. (2) 直接回収の拡大 | 「小売業者の消費者による使用済小型家電の適正な排出への協力について」 | |

| | | | |
|-------|-----------------------|---|--|
| | 大 | <p>大型量販店は来店を待つ販売形態であるため、顧客が使用済小型家電を持ち込み、その排出に協力するという関わり方だが、地域小売店は顧客を回る販売形態であるため、訪問・納品時に使用済小型家電を引取るというケースがほとんど。しかし、その収集運搬・処理にかかる費用を顧客に請求するには、「一般廃棄物収集運搬許可」が必要になり、その許可の取得は困難(新たな許可は出さない市町村が多い)であると思われ、「排出に協力」する事ができない。</p> <p>また地域電器店の利用者は高齢者など、自ら排出家電を持ち込むことが難しい世帯の割合も多く、余計にその消費者と小売店の悩みになる。</p> <p>したがって、小売店が一般廃棄物収集運搬許可なしに、運搬料・処分代を受取る事、またそれを市町村の収集場所もしくは認定事業者へ直接持込む事を認めて欲しい。</p> <p>(地域小売店が回収や選別作業に関わる事を希望するかは聞いてみないと分かりませんが、地域の家電小売店がリサイクルに積極的に関わる事が法的にNGにならないようにして欲しい。)</p> | <p>○合同会合の議論の中でも指摘があったとおり、いわゆる地域の電気店が小型家電リサイクルに積極的に関わることは一般消費者の排出機会を捉え、回収量を増加する観点でも重要と考えており、今後、関係業界とともに適正な回収の促進を検討してまいります。</p> <p>○なお、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)において、小売業者は廃棄物処理法に基づく収集運搬に係る許可を得ずに一般消費者から引き取った特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬を行うことが可能です。しかし、家電リサイクル法では、小売業者は一般消費者から排出される特定家庭用機器廃棄物の引取義務や、製造事業者等への引渡義務を課されるなど、一定の義務を負っているため、小型家電リサイクル法とは単純に比較できないものと考えられます。</p> |
| 2- 3c | 第3章 1. (2) 直接回収の拡大 | <p>問題の根本は中小小売店の資金力の小ささにあるとも言えますが、各地域の中小小売店が果たしている役割は確かにあり、技術・知識の継承もしていくべきだと考えます。このままでは減少に拍車がかかります。</p> <p>以前は、顧客に引取り処分を頼まれたものは有償もしくは</p> | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>無料で処分できていたが、最近では処分代がかかるようになってきた。または、廃棄物処理業者が受取りを拒むようになってきた。(今までは中国などに売るなどできたものが、売れなくなったから?)</p> <p>処分代を顧客から徴収するには、廃棄物収集運搬の許可(一般廃棄物収集運搬許可)が必要になると思われるが、新規の取得は難しい。</p> <p>具体的には、産業廃棄物として都道府県内の小型家電リサイクル認定事業者へ委託する場合、処分費用を負担する必要があり、小売店が処分代を顧客から徴収するには、廃棄物の収集・運搬の許可が必要になると思われる。また、遠方の電器店は、往復で数時間かかる場合もある。</p> <p>委託先の認定事業者による収集運搬も可能だが、運搬費の負担も必要であり、遠方の店の経営を圧迫する。</p> <p>基本的に一般家庭が市町村へゴミとして出すなら、受取拒否をする市町村はないが、大きな物(電子レンジでも台車がない一般人が運搬するのは大変)や、高齢者宅など、顧客が自ら廃棄するのが難しいケースが問題。地域店はこれまで、こうしたニーズに対して、サービスとして旧品の引取りを行っていた。</p> <p>以上から、3点要望させていただきます。</p> <p>要望1: 中小小売店が引き取らざるを得ない場合は、市町村の処分ルートへ引渡し可能にして欲しい。</p> <p>要望2: 処分代が発生する場合は、その徴収を可能にして</p> | |
|--|---|--|

| | | | |
|------|-----------------------|---|--|
| | | <p>欲しい。その場合、家電リサイクルと同様に収集運搬許可不要もしくは届け出による簡易な許可制にしてもらいたい。</p> <p>量販店などが契約するリサイクル認定事業者も県内で収集運搬していると思われるが、どの業者があり、費用がいくらかかるといった事を、中小小売店が個人で調べるには、それぞれに情報量の差もあり難しい。(組合としても難しいです。)</p> <p>要望3:市町村が家庭に配るゴミカレンダーのようなものを、小売店にも配布できないか(物による処分先の紹介。いつ、どのように捨てられるのか?といった情報)。</p> | |
| 2- 4 | 第3章 1. (2) 直接回収の拡大 | <p>地域小売店が使用済小型家電を引取り市町村へ引き渡そうとした場合、市町村からは「産業廃棄物」とみなされ受取拒否されるため、自ら引き取り可能な業者を探さなければならず、その情報収集や運搬・処分に労力・お金がかかり、小売店の経営を圧迫している。</p> | <p>○経済産業省及び環境省では、小型家電リサイクル法に基づく認定を受けている事業者については、ホームページにおいて、収集区域とともに掲載しております。</p> <p>○合同会合の議論の中でも指摘があったとおり、いわゆる地域の電気店が小型家電リサイクルに積極的に関わることは一般消費者の排出機会を捉え、回収量を増加する観点でも重要と考えており、今後、関係業界とともに適正な回収の促進を検討してまいります。</p> |
| 2- 5 | 第3章 1. (2) 直接回収の拡大 | <p>ここでは、小売店における店頭回収や宅配便による回収などが述べてられていますが、店頭回収での消費者の費用負担について取り上げられていないのは評価、検証の漏れといえます。家電量販店の場合は、ホームページ等で品別に消費者から徴収するリサイクル料金が掲載されています。費用の徴収及び金額の決定においては「使用済小型電</p> | <p>○小型家電リサイクル法は、市町村回収や直接回収などの多様な回収方法を想定しているところ、小売店における回収についても、市町村による粗大ごみ回収における手数料の徴収と同様に、必要となる費用を徴収することは可能と考えております。</p> <p>○なお、認定事業者の認定計画の範囲内で、認定事業者と</p> |

| | | | |
|-------|------------------------|---|--|
| | | <p>子機器等の回収に係るガイドライン(Ver.1.2)」の3.2項に掲載されており、これをもとに検討されたものと推察しますが、消費者の費用負担については様々な意見があるところ、家電リサイクル法のように後払いが定着すると不法投棄等の問題が生じることが懸念されますので、本報告書には、制度における費用の徴収についても評価、検証結果が必要です。</p> <p>また、小売店が協力するにあたっては、回収費用の徴収が適法であるかの評価、検証も重要です。</p> <p>他方、まちのでんきやさんは逆有償での回収は難しいと合同会合では述べており、小売店での協力、取組等の格差が生じていることへの評価、検討結果も記載すべきです。</p> | <p>小売店の委託契約に基づき行われる店頭回収時の費用徴収は適法であると考えています。また、廃棄物処理法に基づく市町村からの委託による回収の場合も同様です。</p> <p>○また、認定事業者からの受託状況について、実態として小売店間での状況に違いがあることは承知をしています。消費者にとっての排出チャンネルの拡大が回収量の拡大に繋がるため、協力店が増加することが望ましいと考えています。</p> |
| 2- 6a | 第3章 1. (3) 違法な回収業者への対策 | <p>「廃棄物処理法では、他人から委託された廃棄物を収集・運搬又は処分する際には自治体の許可等が必要であるところ、許可を得ずに消費者から不用品を回収している違法な回収業者が存在している。」という文章があります。確かに廃棄物を自治体の許可なしに回収するのは違法となりますが、ここに書かれている業者が回収するという「不用品」にはリユース（再使用）目的のものも多く含まれており、厳密には「不用品」＝「廃棄物」とはなりません。そのため、不用品を回収しているからと言って、直ちに違法業者とはなりませんし、リユース目的であれば当然に許可を得る必要がありません。よってこの表現は誤りであるため、この部分の表現の修正を求めます。</p> | <p>○御指摘も踏まえ、趣旨を明確化するために以下のとおり修正いたします。</p> <p>「廃棄物処理法では、他人から委託された廃棄物を収集・運搬又は処分する際には自治体の許可等が必要であるところ、許可を得ずに消費者から不用品廃棄物を回収している違法な回収業者が存在している。」</p> <p>○また、続く文章における「こうした違法な不用品回収業者」という表現に関しては、違法に廃棄物を回収する不用品回収業者を指すものであり、適切な表現ですので、原文のままいたします。</p> <p>○なお、廃棄物ではないもののみを扱う事業については、廃棄物処理法の許可は不要です。他方、リユース目的のものも多く含まれていたとしても、他人から委託された廃棄物</p> |

| | | | |
|-------|---------------------------------|--|---|
| | | <p>さらには、これに続く文章に「こうした違法な不用品回収業者」とありますが、これも前述の理由により「こうした違法な」という表現は誤りであり、表現の修正を求めます。</p> | <p>が含まれる場合には、その収集・運搬又は処分にあたっては廃棄物処理法の許可が必要です。</p> |
| 2- 6b | 第3章 1. (3) 違法な回収業者への対策、第3章冒頭 | <p>『廃棄物処理法では、他人から委託された廃棄物を収集・運搬又は処分する際には自治体の許可等が必要であるところ、許可を得ずに消費者から不用品を回収している違法な回収業者が存在している。こうした違法な不用品回収業者が回収した廃家電が不法投棄される事例が散見される。』と記載されていますが、大きな間違いがあります。廃棄物処理法の規定によれば、許可を得ずに廃棄物を回収すると違法であって、不用品ではありません。ここでの記述は、たとえば『許可を得ずに消費者から一般廃棄物を回収している違法な回収業者が存在している。こうした違法な回収業者が回収した廃家電が不法投棄される事例が散見される。』です。廃棄物は、一般廃棄物あるいは産業廃棄物あるいはその両方となるかも知れません。不用品を廃棄物に限定する場合には、廃棄物と分かる表現にすべきです。例えば、「明らかに廃棄物と判断できる不用品」も考えられます。不用品はリユース事業者あるいはリサイクル事業者等が古物営業法等に則り消費者から譲り受ける場合があることを考慮しなければなりません。これらの事業者が不利益を被らない記述への訂正を求めます。</p> | <p>○御指摘も踏まえ、趣旨を明確化するために以下のとおり修正いたします。</p> <p>「廃棄物処理法では、他人から委託された廃棄物を収集・運搬又は処分する際には自治体の許可等が必要であるところ、許可を得ずに消費者から不用品廃棄物を回収している違法な回収業者が存在している。」</p> <p>○なお、第3章の冒頭における「違法な不用品回収業者」という表現に関しては、違法に廃棄物を回収する不用品回収業者を指すものであり、適切な表現ですので、原文のままいたします。</p> |

| | | | |
|------|---------------------|--|---|
| | | <p>なお、第3章の冒頭『1小型家電の回収量の増加』の3行目も同様の記述があり、誤解を招く恐れがあるので表現の修正が必要です。</p> | |
| 2- 7 | 第3章 1. (4) 消費者の認知向上 | <p>「小型家電を排出する・・・」という記述が何か所かありますが、誤解を招かないように「廃棄物となった小型家電を排出する・・・」にすべきです。</p> <p>また、「特に、市町村は、小型家電の排出方法等についてごみカレンダーにおいて掲載すること等により、消費者に小型家電の排出方法を周知すべきである。」とありますが「ごみカレンダー等において掲載することにより」にした方がよいと思います。ほとんどの自治体は家庭ごみの出し方マニュアルを作成していますが多くの場合『資源とごみの分け方・出し方』といった表現をタイトルに用いており、廃棄物となった小型家電の出し方も掲載しています。</p> | <p>○使用済みとなった小型家電の中には、廃棄物に当たらないものも含まれることから、「廃棄物となった小型家電」と限定せず、原文のままとさせていただきます。</p> <p>○御指摘のとおり、市町村から消費者への周知方法は、ごみカレンダーに限らず、ごみの出し方マニュアルなど、様々な手法が考えられます。そのため、当該記述においては、「ごみカレンダーにおいて掲載すること“等”により」とさせていただいているところです。必要以上に“等”が多く並ぶことは修辞上不適当であるため、当該箇所については原文のままとさせていただきます。</p> |

3. 認定事業者の効率的なリサイクルの推進に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---------------------------|--|---|
| 3- 1 | 第3章 2. 認定事業者の効率的なリサイクルの推進 | <p>技術開発支援のお願いについて。</p> <p>現状、高度な選別技術を有している認定事業者は限られていることから、選別技術開発の継続的な支援もお願いしたい。</p> | <p>○「小型家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)」P.18 に記載のとおり、現在、国ではリサイクル技術の開発や、リサイクル設備の導入補助、実証を実施しており、引き続き、リサイクル技術の高度化に向けた事業を実施してまいります。</p> |

4. リチウムイオン電池の発火リスクへの対応に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|--------------------------------|---|---|
| 4- 1 | 第3章 3. (1) リチウムイオン電池の発火リスクへの対応 | <p>オフィス・商業施設や建設工事現場などの事業活動に伴っても廃リチウムイオン電池が排出されるため、産業廃棄物処理過程においても発火リスクへの対応が必要である。そのため、本報告書案第3章3(1)リチウムイオン電池の発火リスクへの対応を産業廃棄物処理過程のリスク低減や負担軽減につながるよう進めていただきたい。特に、以下の点について取り組まれない。</p> <p>1 リチウムイオン電池を使用している製品と判別できるよう、製品本体への表示を原則とすること。2 資源有効利用促進法で指定されていない製品を新たに指定するなど、製造業者等による回収を推進すること。3 産業廃棄物に該当する廃リチウムイオン電池であっても、市町村の回収ルートによる回収、小売業者での店頭回収を行うこと。</p> | <p>○いただいた御意見につきましては、産業廃棄物一般の処理過程における御意見であって、小型家電リサイクル法に限らない御意見として承ります。</p> <p>○なお、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)の指定表示製品については、その製造等業者に対して、リチウムイオン電池を使用している旨の記載を本体へ表示するよう求めていくとともに、指定表示製品となっていない製品についても可能な範囲で表示をするようお願いしてまいります。</p> <p>○また、産業廃棄物に該当するリチウムイオン電池についても、廃棄物処理法の広域認定制度を取得した事業者に委託すること等は法律上可能と認識しております。</p> |
| 4- 2 | | <p>リチウムイオンバッテリーは手作業での取り外し・選別・絶縁・梱包が必要となります。簡単に取り外せるものであれば問題ないのですが、電子たばこ等一体型で取り外すためのビス一本もないようなものは、対象外として頂きたい。販売目的のデザイン重視型の再資源化困難物は販売店やメーカーで直接回収し、再資源化するべきと考えます。</p> | <p>○電池を製品から取り外すことができない電池一体化型の製品を分解することは消費者の安全性を損なう可能性があり、小型家電リサイクル法の下で、解体せずに他の製品と分けて回収し、認定事業者によって適切に処理されることが望ましいと考えます。</p> <p>○こうした認定事業者がリチウムイオン電池等を安全に処理できる体制を構築していくことは、市区町村の通常のごみ</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>処理における発火等の事故抑制に寄与すること等も考慮した上で、関係者が支えていくことが重要であると考えます。</p> <p>○なお、家電製品の多様化に伴い、法制度当初に想定されていなかった加熱式たばこ等の製品が多数上市されていることから、対象品目の指定趣旨に照らして、必要に応じて、追加の是非を検討してまいります。</p> |
|--|--|--|---|

5. 目標に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|---------------------|--|--|
| 5- 1 | | <p>報告書(案)に「回収量の目標値」が設定されているようだが、ゴミ排出量全体から小型家電リサイクルとして分別された割合を目標値とすべきで、その数値の算出のために行政、自治体、認定事業者が情報を連携し、共に目標値を目指すことで、コミュニケーションが促進されるのではないか。</p> <p>そしてゴミ全体の排出量は減らすことを目指すべき。それが資源確保、廃棄物減量化による最終処分場の延命化、環境負荷低減につながると思います。</p> | <p>○現在の回収量目標を設定した際の前提となっている条件が制度当初から変化してきていることから、今後、排出量推計やマテリアルフローを見直していくことが必要となっています。回収量以外の目標値や効果測定指標の在り方については、制度がその目的を達成し、役割を果たしているかどうか等、社会の変化に即して、必要性を含め検討していくこととしています。</p> <p>○また、全体的なごみの排出量の削減についても、小型家電リサイクル制度に限らない御意見として承ります。</p> |
| 5- 2 | 第4章 1. 今回設定する目標について | <p>回収量の目標値については法第三条第2項第二号で、使用済小型電子機器等の再資源化を実施すべき量に関する目標を基本方針で定めることが規定されていますが、単に回収量だけにする必要はないと考えます。平成30年度の回</p> | <p>○小型家電は多種多様な製品があり、その製品に含まれる資源構成も大きく異なります。したがって、回収した使用済小型家電からの再資源化の量について一律に評価することは困難と考えております。当初目標で</p> |

| | | | |
|------|--|--|--|
| | | <p>収量約 10 万トン、東京オリンピック・パラリンピックに向けた「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」の効果が大きかったといえるからです。法の目的のひとつは資源の有効利用の確保であって、廃棄物となった小型家電をどのくらい資源にするか、回収量に対する再資源化の量こそが目標となるべきです。</p> <p>合同会合においては、プラスチックリサイクルの高度化についても触れられましたが、この点についても具体的な方策と目標を定める必要があります。他方、小型家電の外国企業を含めた生産者、流通等が多様化してきていることを踏まえ、再資源化の促進のための措置に対してもなんらかの目標を講じてはどうかと思います。</p> | <p>ある 14 万トンを達成することをまずは目指すこととし、同時に回収量以外の目標値や効果測定指標の在り方については、社会の変化に即して、今後必要性を含め検討していくこととしております。</p> <p>○また、プラスチックリサイクルの高度化に向けて、産業構造審議会の下にプラスチック資源循環戦略ワーキンググループを、中央環境審議会の下にプラスチック資源循環小委員会をそれぞれ設置し、令和 2 年 5 月より、その合同会議においてプラスチックの資源循環に係る具体的な施策の在り方について検討を開始したところです。</p> |
| 5- 3 | | <p>「一次答申では、費用対効果分析の結果を踏まえ、回収率は最低でも 20～30%を目指すべきとされ、平成 23 年の排出量推計結果である 65.3 トンの約 20%に相当する 14 万トンを本制度の目標として掲げた。」と言うことだが、費用対効果の具体的な数値を明確にお願いします。例えば 1 トン回収・再生する費用及び回収・再生に必要なエネルギー(資源)消費量は、新たに産出する場合とどれだけ違うのか。回収・再生の方が結局、エネルギー(資源)を多く使っていないことを願っておりますが、いかがでしょうか。</p> | <p>○小型家電リサイクル法では、エネルギー消費量や二酸化炭素排出量を基にした評価は行っておりません。費用対効果については、社会全体のコストを低減することを目指し、制度開始前に様々なシナリオを想定し、便益として金属の調達コスト削減便益、最終処分コスト削減便益、金属の安定供給便益を、費用としてコンテナ・ボックス準備費用、広報費用を定量的に評価、比較しております。(中央環境審議会(平成 24 年)、小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について(第一次答申)(以下「一次答申」という。)、p. 20)</p> <p>○なお、一次答申においては、定性的な効果として、有害物質による影響や TMR(関与物質総量)の削減といった効</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 果についても言及されておりますが、これらについては定量化できておりません。今後の課題として承ります。 |
|--|--|--|--|

6. 義務付け、費用負担の在り方に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------|---------------------|--|---|
| 6- 1a | 第2章 1. 現状を踏まえた課題の整理 | 重要な課題として3つ挙げられていますが、特に1番目の「回収量の目標は達成しておらず、引き続き、できるだけ多くの小型家電を回収することが重要」については、制度にある28品目すべてを回収の対象にすることで目標数量の達成は可能と考えます。また、本件については、第3章で具体的な方策が述べられていますが、主に回収の方法について述べられているだけで回収品目に触れていません。これは制度上の検証漏れとも言えますが、先述したとおり小型家電リサイクル対象品目の数は28品目であり、これらすべてを回収の対象にすると重量ベースの目標達成は難しくないと考えます。また、評価、検証では回収された品目は何か、回収方法別の品目の数量はどのくらいだったか、自治体別ではどうかなど、市民目線での回収場所、回収の方法などを具体的に挙げてほしいと考えます。 | <p>○小型家電リサイクル法では、資源の確保及び適正な処理という法の目的を踏まえ、可能な限り多くの品目を対象として再資源化することが望ましいことから、一般家庭で通常使用されるような使用済小型家電について幅広く対象としておりますが、これらのすべてを回収対象と義務付けるものではありません。市区町村等は、これらの対象品目の中から、それぞれの実情に合わせた形で回収する品目を選定するとともに、回収方法等を決定することが可能となっております。</p> <p>○また、小型家電は回収数が多く、市区町村や認定事業者において品目別に分けて回収量を把握することは、市区町村に過度な負担をかけることになるため、困難と考えております。</p> <p>○なお、市町村別の回収量及び対策については、図12の分析結果を踏まえ、1人当たり回収量の多い自治体で取られている方策の横展開や、回収量の少ない自治体への働きかけを行ってまいります。</p> |
| 6- 1b | | 課題は、28品目すべてではなく、回収する品目を限定し | ○市町村によっては、28品目全てを回収対象としていな |

| | | | |
|------|----------------------------------|--|--|
| | | <p>ていることで、消費者が排出できないことにあります。消費者が適正に排出できる体制についての評価、検証が漏れていると思います。</p> | <p>い自治体があることは承知しています。小型家電リサイクル法は、回収の対象や方法を市町村が自由に選択できる制度ではありますが、なるべく多くの小型家電を回収できる体制の構築に向けて、関係主体の取組を促してまいります。</p> |
| 6- 2 | <p>第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加</p> | <p>市町村の回収量の増加には、第2章目指すべき方向性</p> <p>1. 現状を踏まえた課題の整理でも述べましたが、本制度の対象品目28品目すべてをどのように回収するかだと考えます。</p> <p>一方で、まだ使用できるものを廃棄物にしないようにする方策も必要です。なんでもかんでも廃棄物にするのは、循環型社会形成推進基本法の理念に反しており、可能な限り循環的な利用を推進すべきです。再使用(Reuse)することや修理、改善して使用する(Refurbish)ことは、生活環境の保全と国民経済の健全な発展、循環型社会の形成になると考えます。</p> <p>廃棄物の回収にはコストが生じるのは当然で、これを市町村が負担するのか(税金を投入するのか)、あるいは消費者が負担するのか、あるいは製造事業者が負担するのかなど利害関係者の負担に関する課題があります。事業者負担については検討会の中で委員が意見を述べていましたが、拡大生産者責任の観点からもっと議論をすべきです。市町村負担については、資源価格の変動によっては逆有償を招く大きな要因となり、持続的な回収は難</p> | <p>○対象品目に関する御意見に対する考え方は、上述のとおりです。</p> <p>○使用可能なものを廃棄物にせず、リユースやリファーマービッシュなどの取組を進めることは、循環型社会形成推進基本計画にも位置づけられており、重要です。小型家電リサイクル制度に限らない御意見として承ります。</p> <p>○また、小型家電リサイクル法については、自治体によって小型家電を回収する体制が構築されていることから、また、資源性の高い小型家電について、経済性を確保しつつ高度に分別する能力の高い再資源化事業者による収集運搬・処理を促すために、地域において行われている先行的な取組を活かしながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度としております。</p> |

| | | | |
|------|--|--|---|
| | | しくなると考えます。 | |
| 6- 3 | 第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加 ①コスト低減に向けた方策 | コスト低減に向けた方策は、国、市町村、認定事業者の努力に期待するところが大きいとはいえませんが、それ以上に生産者（製造業者）の協力は欠かせないと考えます。リサイクルのコストの大きなものは回収費用であって、生産者、小売店、消費者、認定事業者、行政が役割を担ってこそ、コスト低減の方策が持続的になると考えます。また、方策を議論するうえでは、個々に行うのではなくて、認定事業者あるいは市町村を中心とした地域のすべての関係者が会した議論が重要です。他方、経済産業省の資料（海外における家電リサイクル制度の概要）によれば、ドイツ、韓国、中国、カナダの費用回収方式の多くは、生産者が重要な位置づけになっています。本制度が目指していることを再認識すべきことと、国は本制度自体の解決すべき課題に対しても取り組むべきです。 | ○小型家電リサイクル法に基づき、国、自治体、製造事業者、認定事業者、消費者などのステークホルダーがそれぞれの責務を果たすことが必要と考えております。今後とも、製造事業者を含むステークホルダーに対し、そうした責務に基づく役割の一層の発揮を促してまいります。 |
| 6- 4 | | コスト負担の仕組みの検討について。 有価金属の少ない小型家電は廃棄物扱いとなる他、小型家電から生まれる廃プラは Mix 品で高度な選別が必要である。高度なリサイクルを実現するには、多大なコスト(認定事業者や製錬会社の設備拡充コスト、ダスト処分費、自治体での分別コスト、品位を上げる工夫をした結果新たに発生するプラゴミ処理費等)がかかることから、他のリサイクル法同様、小型家電リサイクル法において | ○消費者が排出する一般廃棄物は、廃棄物処理法に基づき市区町村が処理責任を有しており、現行制度下において、市区町村の判断で自ら回収した一般廃棄物の処理費用を負担することや、排出時に消費者から費用負担を求めることが可能です。国としても、市区町村に対して、通常の処理費用との比較や、リチウムイオン電池を起因とした発火リスク等の定量化しづらいメリットを評価していただくように周知してまいります。 |

| | | | |
|------|--|---|---|
| | | <p>も生産者や消費者負担となる仕組みの検討が必要と考える。</p> | <p>○なお、小型家電については、自治体によって小型家電を回収する体制が構築されていることから、また、資源性の高い小型家電について、経済性を確保しつつ高度に分別する能力の高い再資源化事業者による収集運搬・処理を促すために、地域で行われている先行的取組を活かしながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施する促進型の制度となっております。</p> |
| 6- 5 | | <p>現状の課題そしてそれについての対策についてもれなく書かれています。企業の排出事業者としての立場からすると小型家電以外の「有害使用済機器」と現状同じ扱いをしています。すなわち、今まで「有価物」として排出していたものは「産業廃棄物」として排出せざるをえない状況です。</p> <p>今後 国の対策として直接排出のルートを増やすために、有価物業者で認定業者を増やすことを要望します。その場合に「逆有償」とならないように、「市場価格が変動」した場合のリスクを回避するために、「有価物買取業者への補助」をしたらどうでしょうか。検討をお願いします。</p> | <p>○廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物については、排出事業者が適切に処理する責任があります。このため、当該廃棄物の処理に当たっては、排出事業者に適正な処理費用を負担していただく必要があります。</p> <p>○同時に、経済産業省及び環境省としては、認定事業者の効率的なリサイクルの推進に向け、技術開発・技術実証、先進的・効率的な設備の導入を推進するとともに、業種間のコミュニケーションを促進してまいります。</p> |
| 6- 6 | | <p>「小型家電リサイクル法について」こういう法を作り、努力と協力を求めている。という現状では、徹底されることは無く、国がどこまで推進しようとしているのか不明。</p> <p>実施を各自に委ねる手法を変えないのであれば、最低限のライン(ここまではしなければならない。それ以下は禁止といった条件。)を設け、罰則を設定した方が良い。</p> | <p>○本制度は、制度開始当初より、広域的に使用済製品を引き受け、解体、破碎、選別等を行い製錬事業者等へリサイクル原料として引き渡す者を認定事業者として国が認定することを中心とした促進型の制度として導入されています。また、本制度は、資源確保の観点も踏まえ、また誰かに義務をかけることで一つの方法に限定するのではなく、関係者が協力して自発的に回収方法やリサイクル実施方</p> |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | 法を工夫しながら、それぞれの実情に合わせた形でリサイクルを実施していく点を特徴としています。現時点においては、この方向性を更に推進していくことが重要と考えています。 |
|--|--|--|--|

7. その他小型家電リサイクル制度全般に関する御意見

| 番号 | 報告書(案)の該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|-------|-----------------------|--|---|
| 7- 1 | 第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加 | 品目の見直しの必要性について 小型家電のうち携帯電話、小型ゲーム機や音響・映像関連家電等は有価金属が比較的多く含まれていることもあり、製錬工程に投入するための前処理費を考慮しても非鉄製錬所の2次原料となりえる。しかし、リビング機器（ドライヤー、扇風機、炊飯器、こたつ、照明器具等）は、これらに含まれる有価金属の割合が少ないため、原料というよりはむしろ、廃棄物となる。よって、全ての小型家電を同じように取り扱くと、事業性の低い回収物となってしまうことから、少なくとも高有価含有物と低有価含有物に品目を分け、取り扱い方(集荷方法、コスト負担等)を変える必要があるのではないかと。 | ○小型家電リサイクル法では、資源の確保及び適正な処理という法の目的を踏まえ、可能な限り多くの品目を対象として再資源化することが望ましいことから、一般家庭で通常使用されるような使用済小型家電について幅広く対象としております。市区町村等は、これらの対象品目の中から、それぞれの実情に合わせた形で回収する品目を選定するとともに、回収方法等を決定することが可能となっております。 |
| 7- 2a | 第3章 1. (1) 市町村の回収量の増加 | 現在、家庭用パソコンについてはいわゆる「パソコンリサイクル法」と「小型家電リサイクル法」ふたつの法律で回収ルートが設定されている。「パソコンリサイクル法」による回収は、手続きの煩雑さがあり、市民にとって利用されにくいのが実 | ○家庭用パーソナルコンピュータについては、環境省及び経済産業省としても、平成28年11月1日付けで各市区町村・リサイクル行政担当部局宛てに発出させていただいた「小型家電リサイクル法に基づく分別・収集におけるパー |

| | | | |
|-------|------------------------|--|--|
| | | <p>態であると感じている。行政は「パソコンリサイクル法」があり、家庭用パソコンを「小型家電リサイクル法」で回収することを躊躇する状況である。</p> <p>両法律を整理したうえで、家庭用パソコンについては市町村が回収する「小型家電リサイクル法」の回収で対応されたい。</p> | <p>ソナルコンピュータの取扱いについて」(事務連絡)のとおり、各市区町村において小型家電リサイクル法に基づく回収の対象に加えていただくことを御検討頂きたい旨お願いさせていただいているところです。</p> <p>○他方、御指摘のとおり、資源有効利用促進法に基づき、パーソナルコンピュータは製造等業者による自主回収等が行われておりますが、排出者の利便性等を踏まえれば、複数の回収ルートが併存することで一層の回収を促進することが可能と考えています。</p> |
| 7- 2b | 第4章 1. 今回設定する目標について | <p>自治体負担を増加させずに、回収量を増やすためには上記の家庭用パソコンについて「小型家電リサイクル法」で回収することで、相応の回収量の増加が見込まれる。</p> <p>回収後も比較的有償で売却される可能性が高い(金等の希少金属の含まれる割合が多い)ため、回収自治体に歳入にも反映される可能性がある。</p> | |
| 7- 3 | | <p>どこの業者が受け入れ可能か地元都道府県の担当部署に問い合わせても「特定の業者を紹介する事はできない」という回答であったが、各小売店が各業者に一軒一軒問合わせるのは、あまりに非効率である。</p> <p>また、報告書(案)P.3 に都道府県別の収集可能な認定事業者数がまとめられているが、都道府県又は国が事業者一覧を依頼方法や料金などと共に提供することを望みます。</p> | <p>○経済産業省及び環境省では、小型家電リサイクル法に基づく認定を受けている事業者について、ホームページにおいて、収集区域とともに掲載しております。ただし、料金については運搬距離や品目等により異なることから、いずれにせよ事業者に個別に問い合わせさせていただく必要があると考えております。</p> |
| 7- 4 | | <p>事業系排出の小型家電については、無償・逆有償の場合産廃扱いとなり契約書・マニフェスト及び県によっては事前協議が必要となります。そのため単発発生のため一台のパソコンの為に事前協議を行い、契約書を交わし、マニフェ</p> | <p>○廃棄物処理法に基づき、事業活動に伴って生じた廃棄物については、排出事業者が適切に処理する責任があります。産業廃棄物として排出される小型家電製品の取扱いについては、不法投棄を含む不適正な処理を防ぐ観</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>ストを発行しなければならず、そのような事案が多数発生した場合、事務作業の煩雑化になるので前向きに取り扱う意欲は無くなります。また、そのような物件を産廃扱いにしたいために有価で買い取った場合は採算が全く取れなくこのような状況は認定業者にとっても企業にとってもマイナスになります。</p> <p>結局、そういった物件は面倒なので契約している産廃業者に産廃として排出され、再資源化されず最終的に埋立となったり、違法な無料回収業者に流れて行ったりするのが現状だと思います。ついては、次の通り御提案申し上げます。</p> <p>制度を見直し、認定業者には、認定時に収集対象区域とした都道府県においては事業系小型家電(産業廃棄物)に関しても小型家電制度の特例対象(一般廃棄物)同様広域認定扱いとし、事前協議・契約書・マニフェストを免除し小型家電管理票により管理し年度末報告(15条報告)として国に実績を報告する形で進めて頂きたい。</p> <p>実際のところ弊社(認定業者)にも企業の問い合わせで無償の処分依頼が多いのですが契約書・マニフェストなど産廃事務管理を考えた場合、多少の単価をつけ有価での買取としているが、企業側に立っては何十円・何百円の代金を貰っても会計処理に困るといいます。回収量(再資源化量)を増やすためには排出元と再資源化事業者が出しやすく集めやすい法改正が必要かと考えます。</p> | <p>点から、廃棄物処理法に基づき委託契約の締結等の義務が課せられていると承知しています。御指摘の点は、今後の課題として、今後の参考とさせていただきます。</p> |
|--|--|---|

8. その他の御意見

| 番号 | 報告書(案)の 該当箇所 | 御意見の概要 | 御意見に対する考え方 |
|------|-----------------|---|--|
| 8- 1 | | <p>消費をすれば排出物が出るのは道理であり、物の製造から処分(リサイクル)までの流れを、きちんと管理する事は、美しい日本を保つために必要不可欠である。</p> <p>キレイな国であれば、お金をかけてでも観光客が訪れ、また、その技術を他の国に輸出する事ができれば収入にもなるのだから、国としても積極的に取り組んで欲しい。</p> | <p>○小型家電リサイクル制度に限らない御意見として承ります。</p> |
| 8- 2 | | <p>水銀含有の蛍光灯の廃棄について廃棄物処理法で定められたが、一般家庭からは燃えないゴミとして回収している市町村もある等、市町村で分別の対応がバラバラとなっている。分別回収を行おうとしている市町村では、電器店に回収箱設置を行っているところもある。</p> <p>全国的な対応として、全市町村で電器店と連携した回収を可能にして欲しい。</p> | <p>○いただいた御意見につきましては、小型家電リサイクル法に関係するものではなく、今回の意見公募の対象ではないため、回答は差し控えさせていただきます。</p> |